

太枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
達成要件		2019年度中に 実施済み	2020年4月1日～8月1 日に実施済み	2020年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	※複数回答可				
1. 特定健診・保健指導の実施率向上 ※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち2つ以上の達成	①特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○	① 具体的な取組内容をご記入ください。 ② 質問①の回答に、実施率が高い保険者の取組例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組内容をご記入ください。	【2019年度中に実施済み】 (1)-① 保健事業の推進に係るポスター、リーフレット及びグッズを作成し、東京都保険者協議会ホームページやイベント等で展開。 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会』 【初級編】（6月18、28日） 【専門職編】（8月6、16日） 【中・上級編】（10月2、29日）を開催。 (3)-① 効果的な保健事業を展開するための必要な知識を習得することを目的とした、『保健事業に関する研修会』（12月11日）を開催（事例発表を含む）。 (3)-② 《事例発表》 テーマ：糖尿病重症化予防 発表者：すかいらーくグループ健康保険組合 足立区 【2020年4月1日～8月1日に実施済み】 (1)-① 保健事業推進に係るポスターを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開。 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした研修会 『特定健診・特定保健指導制度について』 『歯科から考える生活習慣病対策』 『新型タバコのリスクータバコ問題全般・新型コロナ問題もー』を動画配信により開催（7月20日～8月14日）。 【2020年度中に実施予定】 (1)-① 保健事業推進に係るポスター、リーフレット及びグッズを作成し、東京都保険者協議会ホームページやイベント等で展開予定。 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】【中・上級編】』を開催予定（9月、10月）。 (3)-① 効果的な保健事業を展開するための必要な知識を習得することを目的とした、『保健事業に関する研修会』を開催予定（11月）。
	②集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。	○	○		集合契約の連絡調整に加えて実施している、保険者と医療関係者との連絡調整の具体的な内容をご記入ください。	【2019年度及び2020年度中に実施済み】 (1)全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、がん検診等の受診促進を推進するための支援を行っている。 (2)東京都保険者協議会ホームページから、東京都が管轄している『とうきょう健康ステーション「区市町村がん検診担当部署」』へリンクを貼り、東京都区市町村のがん検診情報が容易に閲覧出来るように掲載。（平成20年度より公開している、特定健診集合Bの実施機関と併せて利用者が閲覧することにより、がん検診との同時実施を促進することを目的とする）
	③被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしている。	○	○		連絡調整や支援の具体的な内容をご記入ください。	【2019年度及び2020年度中に実施済み】 全国健康保険協会東京支部と東京都内6区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、地域の実情に応じた健康づくりなど保険者間での健診実施に向けて支援をしている。

宣言 3 の達成について ※大項目 1 から 4 までのいずれも満たす場合、宣言 3 の達成となります。 ※大項目 1 から 5 までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
達成要件		2019年度中に 実施済み	2020年 4 月1日～ 8 月 1 日に実施済み	2020年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8 月 1 日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1 つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	※複数回答可				
2. 保険者横断的な医療費の調査分析 ※宣言 3 の達成に係る大項目 2 の達成要件：小項目①②のうち 1 つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目 2 の達成要件：小項目①～③のうち 2 つ以上の達成	①国保データベース（ＫＤＢ）システム等を活用した調査分析の研修会や被用者保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を広げている。	○	○		① 具体的な取組内容をご記入ください。 ② 質問①の回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。	【2019年度中に実施済み】 ①データヘルス計画に基づく効果的な保健事業の実施について、必要な知識を習得することを目的とした『データ分析に関する研修会』（11月18日）を開催。 ②国民健康保険組合のデータから作成したサンプルデータと取組をグループワーク用の資料として提示し、グループワークで共有 【サンプルデータ】 ・基本情報・健診有所見者状況 ・健診有所見者状況（男女別・年齢調整）の経年推移 ・特定保健指導の効果の評価 【取組】 ・特定健診等実施率向上の取組 【2020年4月1日～8月1日に実施済み】 ①データヘルス計画に基づく効果的な保健事業の実施について、必要な知識を習得することを目的とした研修会『第二期データヘルス計画・中間評価について』を動画配信により開催（7月20日～8月14日）。
	②データの提供が可能な保険者から医療費データを取得するなど、保険者横断的な医療費や医療サービスの利用状況等に関する分析を行い、各保険者への分析結果の提供などを行っている。	○		○	実施している分析の方法等についてご記入下さい。	【2019年度中に実施済み】 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・具体的な分析の方法（都内の健康・医療情報にかかるデータ分析事業報告、健康スコアリングレポート分析） ・データ提供元（東京都、健康保険組合） ・分析結果の共有方法（東京都保険者協議会ホームページで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有）） 【2020年度中に実施予定】 東京都保険者協議会データ分析部会において、健康スコアリングレポートの結果を共有予定。 ・データ提供元（東京都、健康保険組合、国民健康保険等） ・結果の共有方法（東京都保険者協議会ホームページで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有））
	③医療費の調査分析等のための人材育成を行う。 ※都道府県又は保険者協議会が行う人材育成のいずれも評価対象。県職員、国保連職員、保険者協議会の参加者等のいずれも対象。 ※2018年度から追加した取組	○	○		人材育成の具体的な内容等をご記入下さい。	【2019年度中に実施済み】 ・名称：データ分析に関する研修会 ・実施日程：令和元年11月18日（月） ・実施主体：東京都保険者協議会 ・参加対象者：東京都内に所在地のある健康保険組合、共済組合、区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、全国健康保険協会及び後期高齢者医療広域連合の各保険者の保健事業に係る担者 ・テーマ： 第二期データヘルス計画のPDCAを回すためのデータの活用 ・研修内容：①講義②グループワーク③質疑応答 【2020年4月1日～8月1日に実施済み】 ・名称：データ分析に関する研修会 ・実施日程：令和2年7月20日～8月14日（動画配信） ・実施主体：東京都保険者協議会 ・参加対象者：東京都内に所在地のある健康保険組合、共済組合、区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、全国健康保険協会及び後期高齢者医療広域連合の各保険者の保健事業に係る担者 ・テーマ： 第二期データヘルス計画・中間評価について ・研修内容：講義
3. 特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しなければならないとされていることの重要性を認識し、国が整備した様式やルールの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。		○		働きかけの具体的な内容をご記入ください。	【2020年4月1日～8月1日に実施済み】 東京都保険者協議会ホームページにおいて、厚生労働省通知の周知を行った。

宣言３の達成について ※大項目１から４までのいずれも満たす場合、宣言３の達成となります。 ※大項目１から５までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
達成要件		2019年度中に 実施済み	2020年４月１日～８月１ 日に実施済み	2020年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、８月１日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。１つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	※複数回答可				
４．保険者横断的な予防・健康づくり等の取組、都道府県民の健康増進の推進体制、都道府県の中核的役割の発揮 ※宣言３の達成に係る大項目４の達成要件：小項目①の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目４の達成要件：小項目①～③のうち２つ以上の達成	①健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後発医薬品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を大切にする患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。	○	○	○	活動の具体的内容をご記入ください。	【2019年度中に実施済み】 ・一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会が主催している「健康フェスティバル（10月1日～11月30日）」のイベント等への後援 ・東京都主催の「Tokyo健康ウォーク（大腸がん検診普及啓発事業）（11月17日開催）」及び「ピンクリボンin東京（11月23日開催）」の後援を行い、参加者向けにグッズ配付による啓発事業を実施。 【2019年度より継続実施】 東京都保険者協議会としての促進月間を設定。 また、各医療保険者共通で被保険者に対して使用出来るポスター・リーフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開。 ≪促進月間名≫①禁煙週間（5月31日～6月6日） ②健康増進普及月間（9月） ③乳がん月間（10月） ④糖尿病予防月間（11月） ⑤後発医薬品使用促進月間（2月） 【2020年度中に実施予定】 後発医薬品差額通知を保険薬局に持参するよう促すポスターを作成予定。（薬剤師会に加入の約4,500薬局に配布）
	②住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題や認識を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く産官学の関係者が一体となって健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する、又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	① 関係者が一体となって健康づくりを推進するための会議体等について、具体的な内容をご記入ください。	①【2019年度中に実施済み】 ≪会議体等について≫ ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議施策検討部会） ・実施日程（10月15日、11月19日、12月19日、1月31日、3月（書面開催）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21（第二次）の推進方針に関すること等） ・開催頻度（年5回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画） 【2020年度中に実施予定】 ≪会議体等について≫ ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議施策検討部会） ・実施日程（7月7日、10月、1月、3月（予定）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21（第二次）の推進方針に関すること等） ・開催頻度（年4回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画）
	③保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う、又は国民健康保険団体連合会と共同で担っている。 ※2018年度から追加した取組	○	○		① ８月１日時点での、保険者協議会の事務局の体制をご記入ください。 ② ８月１日以降に事務局の見直しを予定している場合、予定している事務局の体制をご記入ください。	①東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同で事務局運営を担っている。

宣言 3 の達成について ※大項目 1 から 4 までのいずれも満たす場合、宣言 3 の達成となります。 ※大項目 1 から 5 までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
達成要件		2019年度中に 実施済み	2020年 4 月1日～ 8 月 1 日に実施済み	2020年度中に 実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8 月 1 日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1 つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	※複数回答可				
5. 後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組	後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適正化について、後発医薬品協議会や地域の医療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化の先進事例の共有等）を行っている。 ※2018年度から追加した取組	○		○	【2019年度中に実施済み】 ①東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会構成員が保険者団体の代表として参画し、東京都後発医薬品安心使用促進協議会において、保険者・病院・病院医師・診療所・薬局・薬局訪問患者を対象に後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するアンケートを実施。アンケート結果は保険者協議会で共有。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（後発医薬品使用促進の取組を紹介） 【2020年度中に実施予定】 (1)-① 引き続き、東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会構成員が保険者団体の代表として参画予定。 (2)-① 後発医薬品差額通知を保険薬局に持参するよう促すポスターを作成予定。 （薬剤師会に加入の約4,500薬局に配布）	